

# 令和5事務年度 法人税等の調査事績の概要

---

令和6年12月  
金沢国税局

## I 調査事績の概要

- 1 法人税・法人消費税等の調査事績の概要
- 2 源泉所得税等の調査事績の概要

## II 主要な取組

- 1 消費税還付申告法人に対する取組
- 2 海外取引法人等に対する取組
- 3 無申告法人に対する取組

# I 調査事績の概要

## 1 法人税・法人消費税等の調査事績の概要

### (1) 法人税の調査事績の概要

令和5事務年度においては、資料情報等の分析・検討を行った結果、大口・悪質な不正計算が想定される法人など調査必要度が高い法人1,121件（前年対比79.5%）について実地調査を実施しました。

このうち、法人税の非違があった法人は875件（同82.2%）、その申告漏れ所得金額は112億2,500万円（同84.4%）、追徴税額は31億7,300万円（同89.2%）となっています。

（注）1 令和5事務年度の調査事績は、令和5年2月1日から令和6年1月31日までの間に事業年度が終了した法人を対象に、令和5年7月から令和6年6月までの間に実施した調査に係るものを集計しています。

2 追徴税額には、地方法人税及び加算税が含まれています。

### ○ 法人税の実地調査の状況

| 項 目                                      |    | 令和4    |       | 令和5    |       |
|------------------------------------------|----|--------|-------|--------|-------|
|                                          |    | 件数等    | 前年対比  | 件数等    | 前年対比  |
| 実 地 調 査 件 数                              | 1  | 1,410  | 122.0 | 1,121  | 79.5  |
| 非 違 が あ っ た 件 数                          | 2  | 1,065  | 120.3 | 875    | 82.2  |
| うち不正計算があった件数                             | 3  | 303    | 123.2 | 236    | 77.9  |
| 申 告 漏 れ 所 得 金 額                          | 4  | 13,300 | 107.6 | 11,225 | 84.4  |
| うち不正所得金額                                 | 5  | 5,606  | 122.1 | 3,547  | 63.3  |
| 調 査 に よ る 追 徴 税 額                        | 6  | 3,558  | 105.8 | 3,173  | 89.2  |
| うち加算税額                                   | 7  | 604    | 111.5 | 462    | 76.6  |
| 不 正 発 見 割 合 (3/1)                        | 8  | 21.5   | 0.2   | 21.1   | ▲ 0.4 |
| 調 査 1 件 当 た り の 申 告 漏 れ<br>所 得 金 額 (4/1) | 9  | 9,433  | 88.2  | 10,013 | 106.2 |
| 不 正 1 件 当 た り の<br>不 正 所 得 金 額 (5/3)     | 10 | 18,503 | 99.2  | 15,029 | 81.2  |
| 調 査 1 件 当 た り の<br>追 徴 税 額 (6/1)         | 11 | 2,523  | 86.7  | 2,830  | 112.2 |

（注）調査による追徴税額には、地方法人税及び加算税が含まれています。

## (2) 法人消費税の調査事績の概要

令和5事務年度においては、法人消費税について、1,098件（前年対比79.0%）の実地調査を実施しました。

このうち、消費税の非違があった法人は655件（同81.5%）、その追徴税額は14億7,600万円（同46.5%）となっています。

### ○ 法人消費税の実地調査の状況

| 事務年度等<br>項 目                     |   | 令和4          |            | 令和5          |            |
|----------------------------------|---|--------------|------------|--------------|------------|
|                                  |   | 件数等          | 前年対比       | 件数等          | 前年対比       |
| 実 地 調 査 件 数                      | 1 | 件<br>1,389   | %<br>121.8 | 件<br>1,098   | %<br>79.0  |
| 非 違 が あ っ た 件 数                  | 2 | 件<br>804     | %<br>114.5 | 件<br>655     | %<br>81.5  |
| うち不正計算があった件数                     | 3 | 件<br>238     | %<br>120.8 | 件<br>186     | %<br>78.2  |
| 調 査 に よ る 追 徴 税 額                | 4 | 百万円<br>3,174 | %<br>240.0 | 百万円<br>1,476 | %<br>46.5  |
| うち不正計算に係る追徴税額                    | 5 | 百万円<br>513   | %<br>141.1 | 百万円<br>519   | %<br>101.1 |
| 調 査 1 件 当 た り の<br>追 徴 税 額 (4/1) | 6 | 千円<br>2,285  | %<br>197.0 | 千円<br>1,344  | %<br>58.8  |
| 不 正 1 件 当 た り の<br>追 徴 税 額 (5/3) | 7 | 千円<br>2,157  | %<br>116.8 | 千円<br>2,790  | %<br>129.3 |

(注) 調査による追徴税額には、地方消費税(譲渡割額)及び加算税が含まれています。

## 2 源泉所得税等の調査事績の概要

令和5事務年度においては、1,504件（前年対比83.4%）の源泉徴収義務者について実地調査を実施しました。

このうち、源泉所得税等の非違があった源泉徴収義務者は417件（同93.1%）で、その追徴税額は5億900万円（同144.8%）となっています。

### ○ 源泉所得税等の実地調査の状況

| 事務年度等<br>項 目            |   | 令和4         |            | 令和5         |            |
|-------------------------|---|-------------|------------|-------------|------------|
|                         |   | 件数等         | 前年対比       | 件数等         | 前年対比       |
| 源泉徴収義務者数(給与所得)          | 1 | 件<br>83,538 | %<br>99.3  | 件<br>81,147 | %<br>97.1  |
| 実 地 調 査 件 数             | 2 | 件<br>1,804  | %<br>121.6 | 件<br>1,504  | %<br>83.4  |
| 非 違 が あ っ た 件 数         | 3 | 件<br>448    | %<br>107.4 | 件<br>417    | %<br>93.1  |
| うち重加算税適用件数              | 4 | 件<br>55     | %<br>101.9 | 件<br>44     | %<br>80.0  |
| 調 査 に よ る 追 徴 税 額       | 5 | 百万円<br>352  | %<br>118.4 | 百万円<br>509  | %<br>144.8 |
| 調 査 1 件 当 た り の 追 徴 税 額 | 6 | 千円<br>195   | %<br>97.5  | 千円<br>339   | %<br>173.8 |

(注) 調査による追徴税額には、復興特別所得税及び加算税が含まれています。

## Ⅱ 主要な取組

### 1 消費税還付申告法人に対する取組

～ 還付申告法人に対する調査で2億6,600万円を追徴 ～

- 虚偽の申告により不正に消費税の還付金を得るケースが見受けられます。こうした不正還付等を行っていると思われる法人については、的確に選定し、厳正な調査を実施しています。
- 令和5事務年度においては、消費税還付申告法人のうち、113件（前年対比114.1%）に対し実地調査を実施し、消費税2億6,600万円（同130.9%）を追徴課税しました。また、そのうち16件（同100.0%）は不正に還付金額の水増しなどを行っており、4,300万円（同106.5%）を追徴課税しました。

### ○ 消費税還付申告法人に対する消費税の実地調査の状況

| 項 目                              |   | 事務年度等 |  | 令和4         |            | 令和5         |            |
|----------------------------------|---|-------|--|-------------|------------|-------------|------------|
|                                  |   |       |  | 件数等         | 前年対比       | 件数等         | 前年対比       |
| 実 地 調 査 件 数                      | 1 |       |  | 件<br>99     | %<br>111.2 | 件<br>113    | %<br>114.1 |
| 非 違 が あ っ た 件 数                  | 2 |       |  | 件<br>71     | %<br>118.3 | 件<br>73     | %<br>102.8 |
| うち不正計算があった件数                     | 3 |       |  | 件<br>16     | %<br>114.3 | 件<br>16     | %<br>100.0 |
| 調 査 に よ る 追 徴 税 額                | 4 |       |  | 百万円<br>203  | %<br>136.4 | 百万円<br>266  | %<br>130.9 |
| うち不正計算に係る追徴税額                    | 5 |       |  | 百万円<br>40   | %<br>154.1 | 百万円<br>43   | %<br>106.5 |
| 調 査 1 件 当 た り の<br>追 徴 税 額 (4/1) | 6 |       |  | 千円<br>2,049 | %<br>122.6 | 千円<br>2,351 | %<br>114.7 |
| 不 正 1 件 当 た り の<br>追 徴 税 額 (5/3) | 7 |       |  | 千円<br>2,529 | %<br>134.8 | 千円<br>2,695 | %<br>106.6 |

（注）調査による追徴税額には、地方消費税（譲渡割額）及び加算税が含まれています。

## 2-1 海外取引法人等に対する取組（法人税）

～ 海外取引等に係る調査で8億7,700万円の申告漏れを把握 ～

- 企業等の事業、投資活動のグローバル化が進展する中で、海外取引を行っている法人の中には、海外の取引先への手数料を水増し計上するなどの不正計算を行うものが見受けられます。このような海外取引法人等に対しては、国外送金等調書や租税条約等に基づく情報交換制度を積極的に活用するなど、深度ある調査に取り組んでいます。
- 令和5事務年度においては、海外取引法人等に対する実地調査を204件（前年対比93.2%）実施し、このうち、海外取引等に係る非違があったものを61件（同103.4%）、海外取引等に係る申告漏れ所得金額を8億7,700万円（同40.1%）把握しました。

### ○ 海外取引法人等に対する実地調査の状況

| 項 目              |   | 令和4          |            | 令和5        |            |
|------------------|---|--------------|------------|------------|------------|
|                  |   | 件数等          | 前年対比       | 件数等        | 前年対比       |
| 実地調査件数           | 1 | 件<br>219     | %<br>131.1 | 件<br>204   | %<br>93.2  |
| 海外取引等に係る非違があった件数 | 2 | 件<br>59      | %<br>109.3 | 件<br>61    | %<br>103.4 |
| うち不正計算があった件数     | 3 | 件<br>5       | %<br>71.4  | 件<br>2     | %<br>40.0  |
| 海外取引等に係る申告漏れ所得金額 | 4 | 百万円<br>2,190 | %<br>238.3 | 百万円<br>877 | %<br>40.1  |
| うち不正所得金額         | 5 | 百万円<br>492   | %<br>325.7 | 百万円<br>36  | %<br>7.4   |

## 2-2 海外取引法人等に対する取組（源泉所得税等）

～ 海外取引等に係る調査で1,300万円を追徴 ～

- 経済の国際化に伴い、企業や個人による国境を越えた経済活動が複雑・多様化する中、非居住者や外国法人に対する支払（非居住者等所得）について、国外送金等調書をはじめとした資料情報等を活用し、源泉所得税等の観点から、重点的かつ深度ある調査を実施しています。
- 令和5事務年度においては、非居住者に対する給与等の人的役務の提供に対する報酬や外国法人からの借入金に係る利子などの支払について源泉徴収漏れを12件（前年対比42.9%）把握し、1,300万円（同40.6%）を追徴課税しました。

### ○ 海外取引等に係る源泉所得税等の実地調査の状況

| 項 目        |   | 令和4       |            | 令和5       |           |
|------------|---|-----------|------------|-----------|-----------|
|            |   | 件数等       | 前年対比       | 件数等       | 前年対比      |
| 非違があった件数   | 1 | 件<br>28   | %<br>116.7 | 件<br>12   | %<br>42.9 |
| 調査による追徴本税額 | 2 | 百万円<br>32 | %<br>144.4 | 百万円<br>13 | %<br>40.6 |

### 3 無申告法人に対する取組

#### ～ 無申告法人に対する調査で2億600万円を追徴 ～

- 事業を行っているにもかかわらず申告をしていない法人を放置しておくことは、納税者の公平感を著しく損なうものであることから、国税庁では、登記情報等から法人を把握した上、無申告法人を的確に管理するとともに、稼働しているにもかかわらず無申告である法人に対する調査に重点的に取り組んでいます。
- 令和5事務年度においては、資料情報等の分析・検討を行った結果、事業を行っていると思込まれる無申告法人に対し実地調査を実施し、法人税8,200万円（前年対比35.9%）、消費税1億2,400万円（同46.6%）、合わせて2億600万円（同41.5%）を追徴課税しました。
- このうち、稼働している実態を隠し、意図的に無申告であった法人に対し、法人税3,800万円（同29.6%）、消費税4,400万円（同855.3%）を追徴課税しました。

#### ○ 無申告法人に対する実地調査の状況

| 項 目                   |                     | 事務年度等 |     | 令和4 |        | 令和5 |        |
|-----------------------|---------------------|-------|-----|-----|--------|-----|--------|
|                       |                     |       |     | 件数等 | 前年対比   | 件数等 | 前年対比   |
| 法人税                   | 実 地 調 査 件 数         | 1     | 件   | 48  | 114.3% | 31  | 64.6%  |
|                       | うち不正計算があった件数        | 2     | 件   | 6   | 300.0% | 5   | 83.3%  |
|                       | 調 査 に よ る 追 徴 税 額   | 3     | 百万円 | 229 | 441.2% | 82  | 35.9%  |
|                       | うち不正計算があった法人に係る追徴税額 | 4     | 百万円 | 127 | 660.4% | 38  | 29.6%  |
| 消費税                   | 実 地 調 査 件 数         | 5     | 件   | 42  | 116.7% | 23  | 54.8%  |
|                       | うち不正計算があった件数        | 6     | 件   | 3   | 300.0% | 4   | 133.3% |
|                       | 調 査 に よ る 追 徴 税 額   | 7     | 百万円 | 267 | 257.2% | 124 | 46.6%  |
|                       | うち不正計算があった法人に係る追徴税額 | 8     | 百万円 | 5   | 24.0%  | 44  | 855.3% |
| 調 査 に よ る 追 徴 税 額 合 計 |                     | 9     | 百万円 | 496 | 317.9% | 206 | 41.5%  |
| うち不正計算があった法人に係る追徴税額   |                     | 10    | 百万円 | 132 | 330.0% | 82  | 62.1%  |

（注）調査による追徴税額には、地方法人税、地方消費税（譲渡割額）及び加算税が含まれています。